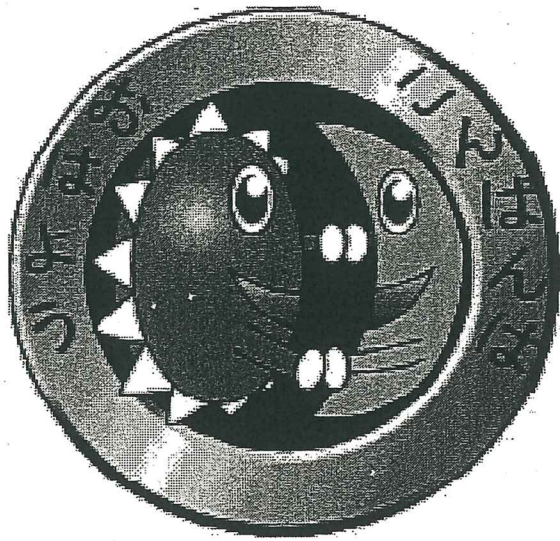


令和元年度

第1回 羽幌町社会教育委員会議 並びに
羽幌町公民館運営審議会委員会議



あいさつは心と心のかげはしです 家庭から地域からあいさつの輪を広げましょう

学校・家庭・地域が連携し、「早寝・早起き・朝ごはん」運動に取り組みましょう

日 時 令和元年5月24日（金）

午後6時30分～

場 所 羽幌町中央公民館

羽幌町教育委員会

令和元年度 第1回羽幌町社会教育委員会議並びに
羽幌町公民館運営審議会委員会議 議案

1. 委嘱状の交付

「社会教育法」及び「羽幌町社会教育委員条例」並びに「羽幌町公民館条例」に基づき、現委員3名の退職、異動等でおりに委嘱する。

委嘱委員氏名	関係機関・団体	任期
吉田 聡	北海道羽幌高等学校長	平成31年4月1日 ～令和2年4月30日
西田 武文	学識経験者	平成31年4月1日 ～令和2年4月30日
佐々木 一樹	羽幌町内小中学校PTA 連合会	令和元年5月22日 ～令和2年4月30日

2. 挨拶

羽幌町教育委員会 教育長 山口 芳徳

3. 委員長の選出について

4. 報告事項

(1) 平成30年度社会教育施設等利用状況について

(2) 平成31年度社会教育事業計画書について（別冊のとおり）

(3) 大会・研修会等について

① 令和元年度留萌地方社会教育委員連絡協議会総会
日 時 令和元年5月22日（水）
場 所 苫前町
出席者 社会教育課 井上課長、高橋係長

② 第39回北海道市町村社会教育委員長等研修会
日 時 令和元年7月8日（月）～9日（火）
場 所 札幌市（かでの2・7）

(4) 社会教育事業参観記録について

5. 協議事項

(1) 改元に伴う関係規則の整備に関する規則について

(2) 羽幌町立公民館条例の一部を改正する条例について

(3) 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例
について

6. その他

平成30年度 社会教育施設等利用状況

【社会教育施設利用状況】

施設名	利用人数						
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
郷土資料館	970	1,035	928	741	955	742	802
焼尻郷土館	1,458	1,456	1,289	1,510	1,414	1,763	1,500
総合体育館	52,412	58,001	50,094	52,058	56,110	58,486	57,437
スポーツ公園	42,864	54,901	39,381	42,832	36,308	35,791	34,466
武道館	4,101	3,758	3,960	3,633	3,265	2,834	3,099
南町運動広場	4,437	8,207	6,006	6,789	3,512	3,646	3,637
南町テニスコート	904	523	842	1,135	1,543	1,104	1,377
南町ゲートボール場	2,744	2,763	2,746	2,239	1,539	1,944	2,010
町民スキー場	55,327	62,799	61,713	43,496	39,664	38,490	44,401
中央公民館	39,316	39,625	43,145	40,318	42,885	37,952	41,354
図書貸出人数	6,363	6,201	5,899	6,105	6,087	5,655	4,818
図書貸出冊数	28,578	26,648	28,000	28,309	26,528	24,546	21,480

【学校体育施設開放利用状況】

施設名	利用人数						
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
羽幌中学校体育館	2,176	1,715	3,123	2,056	2,919	2,998	3,010
羽幌小学校プール	2,142	2,076	1,583	1,283	1,769	1,801	1,550
天売小学校体育館	662	903	496	962	1,029	768	759
焼尻中学校体育館	537	658	138	494	607	704	535

※ 平成17年4月1日 天売小中学校併置校

※ 平成19年4月1日 焼尻小中学校併置校

【事業参観記録表】

事業の名称	
<p>・実施時間 ()</p> <p>・実施場所 ()</p> <p>・事業参加内容 ()</p>	
<p>[感想]</p> <p>[今後への意見等]</p>	
記録者氏名	

改元に伴う関係規則の整理に関する規則

(義務教育の就学に関する規則の一部改正)

第1条 義務教育の就学に関する規則(昭和60年羽幌町教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記第9号様式中「平成」を削る。

(学校施設の利用に関する規則の一部改正)

第2条 学校施設の利用に関する規則(昭和32年羽幌町教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式中「昭和」を削り、「殿」を「様」に改める。

(羽幌町文化財保護条例施行規則の一部改正)

第3条 羽幌町文化財保護条例施行規則(昭和50年羽幌町教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

(別記第1号様式)中「昭和」を削り、「殿」を「様」に改める。

(別記第2号様式)及び(別記第3号様式)中「昭和」を削る。

(別記第4号様式)から(別記第11号様式)まで中「昭和」を削り、「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

現行

○羽幌町文化財保護条例施行規則

昭和50年11月11日
教委規則第6号

(別記第1号様式)

羽幌町文化財指定申請書

昭和 年 月 日

羽幌町教育委員会 印

住所
氏名

印

名	種	員	文化財の 所在場所	理由その他 必要事項

改正後(案)

○羽幌町文化財保護条例施行規則

昭和50年11月11日
教委規則第6号

(別記第1号様式)

羽幌町文化財指定申請書

昭和 年 月 日

羽幌町教育委員会 印

住所
氏名

印

名	種	員	文化財の 所在場所	理由その他 必要事項

(別記第2号様式)

羽幌町文化財指定書

指定番号	
名称	
種別	
員数	
特徴に関する事項	
所有者の住所氏名	

上記の文化財を羽幌町の文化財に指定します。

西暦 年 月 日

羽幌町教育委員会 印

(別記第2号様式)

羽幌町文化財指定書

指定番号	
名称	
種別	
員数	
特徴に関する事項	
所有者の住所氏名	

上記の文化財を羽幌町の文化財に指定します。

西暦 年 月 日

羽幌町教育委員会 印

(別記第3号様式)

羽幌町文化財指定解除書

指定番号	
名称	
種別	
員数	
所有者等の住所氏名	
解除の理由	

上記文化財の指定を解除します。

西暦 年 月 日

羽幌町教育委員会 印

(別記第3号様式)

羽幌町文化財指定解除書

指定番号	
名称	
種別	
員数	
所有者等の住所氏名	
解除の理由	

上記文化財の指定を解除します。

年 月 日

羽幌町教育委員会 印

(別記第 4 号様式)

羽幌町文化財指定書再交付申請書

昭和 年 月 日

羽幌町教育委員会 図

住所 氏名

印

指定番号	名称	種別	員数	事故の年月日	事故の理由	その他の参考事項

(別記第 4 号様式)

羽幌町文化財指定書再交付申請書

昭和 年 月 日

羽幌町教育委員会 圖

住所 氏名

印

指定番号	名称	種別	員数	事故の年月日	事故の理由	その他の参考事項

(別記第5号様式)

所有者氏名(名称)住所
変更届出書
羽幌町指定文化財
所在場所(地番、地名、地積)

昭和 年 月 日

羽幌町教育委員会 印

住所
氏名

指定番号			
名称			
種別			
員数			
新旧別 内容別	新	旧	理由
所在者等			
氏名(名称)			
住所			
所在場所 (地番、地名) [地積]			

(別記第5号様式)

所有者氏名(名称)住所
変更届出書
羽幌町指定文化財
所在場所(地番、地名、地積)

年 月 日

羽幌町教育委員会 印

住所
氏名

指定番号			
名称			
種別			
員数			
新旧別 内容別	新	旧	理由
所在者等			
氏名(名称)			
住所			
所在場所 (地番、地名) [地積]			

(別記第 6 号様式)

羽幌町指定文化財保持者の事故届出書

昭和 年 月 日

羽幌町教育委員会 印

住所 氏名

次の文化財の保持者が死亡(不適当となった)のでお届けします。

指定番号	
名称	
種別	
不適当となった年月日	
不適当となった理由	
その他の参考事項	

(別記第 6 号様式)

羽幌町指定文化財保持者の事故届出書

年 月 日

羽幌町教育委員会 印

住所 氏名

次の文化財の保持者が死亡(不適当となった)のでお届けします。

指定番号	
名称	
種別	
不適当となった年月日	
不適当となった理由	
その他の参考事項	

(別記第7号様式)

羽幌町指定文化財滅失(き損)届出書

昭和 年 月 日

羽幌町教育委員会 印

住所 氏名

指定番号	
名称	
種別	
員数	
滅失(き損)の年月日	
滅失(き損)の程度	
滅失(き損)の理由	
その他の参考事項	

(別記第7号様式)

羽幌町指定文化財滅失(き損)届出書

年 月 日

羽幌町教育委員会 印

住所 氏名

指定番号	
名称	
種別	
員数	
滅失(き損)の年月日	
滅失(き損)の程度	
滅失(き損)の理由	
その他の参考事項	

(別記第 8 号様式)

羽幌町指定文化財現状変更申請書

昭和 年 月 日

羽幌町教育委員会 印

住所 氏名

印

指定番号	
名称	
種別	
員数	
変更理由	
変更の程度	
変更に必要な時間	
変更による文化財に及ぼす影響	

羽幌町指定文化財現状変更申請書

年 月 日

羽幌町教育委員会 印

住所 氏名

印

指定番号	
名称	
種別	
員数	
変更理由	
変更の程度	
変更に必要な時間	
変更による文化財に及ぼす影響	

(別記第9号様式)

羽幌町指定文化財現状変更承諾書

指 定 番 号	
名 称	
種 別	
員 数	
条 件	
(指 示)	

上記文化財の現状変更を承認します。

西 曆 年 月 日

羽幌町教育委員会 印

蓋

(別記第9号様式)

羽幌町指定文化財現状変更承諾書

指 定 番 号	
名 称	
種 別	
員 数	
条 件	
(指 示)	

上記文化財の現状変更を承認します。

年 月 日

羽幌町教育委員会 印

蓋

(別記第1C号様式)

羽幌町指定文化財修理届出書

昭和 年 月 日

羽幌町教育委員会 印

住所 氏名

指定番号	名称	種別	員数	修理の概要	修理の期間	その他参考事項

(別記第10号様式)

羽幌町指定文化財修理届出書

昭和 年 月 日

羽幌町教育委員会 印

住所 氏名

指定番号	名称	種別	員数	修理の概要	修理の期間	その他参考事項

(別記第11号様式)

羽幌町指定文化財補助金交付申請書

年 月 日

羽幌町教育委員会 図

住所
氏名



指定番号	名称	種別	員数	補助金を必要とする理由	希望する補助金の額	事業着手年月日	事業終了年月日

注 てん付書類は事業計画書、同予算書及び設計書とする。

(別記第11号様式)

羽幌町指定文化財補助金交付申請書

年 月 日

羽幌町教育委員会 図

住所
氏名



指定番号	名称	種別	員数	補助金を必要とする理由	希望する補助金の額	事業着手年月日	事業終了年月日

注 てん付書類は事業計画書、同予算書及び設計書とする。

羽幌町立公民館条例の一部を改正する条例

羽幌町立公民館条例の一部を改正する条例（昭和61年羽幌町条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条関係）

公民館使用料

階	室名	9～12時	12～17時	17～22時	9～22時
1階	大ホール	5,940円	9,900円	12,870円	25,630円
	ステージ	3,960円	6,710円	8,690円	17,380円
	小ホール	1,650円	3,300円	4,950円	8,250円
	第1研修室	2,200円	2,200円	2,860円	3,630円
	第2研修室	1,100円	1,100円	1,430円	2,420円
	展示ホール	1,100円	1,320円	1,760円	3,520円
	調理室	560円	1,120円	1,680円	2,800円
2階	陶芸実習室	1,540円	2,530円	3,300円	6,490円
3階	会議室	990円	1,320円	1,540円	3,630円
	調理実習室	990円	1,210円	1,430円	2,310円
	視聴覚教室	770円	1,100円	1,320円	2,090円
	和室	1,540円	2,200円	2,640円	4,180円
	休養室	550円	770円	990円	1,320円
	相談室	1,100円	1,540円	1,980円	2,640円

備考

- 1 10月1日から翌年4月30日までの使用については、暖房料として使用料に50パーセントを加算する。
- 2 営利(商業活動を含む。)を目的とする場合は、全室について使用料に200パーセントを加算する。
- 3 営利を目的としないで、入場料、会費等を徴収する場合は、全室について次の区分により使用料に加算する。

- (1) 入場料、会費等が1,000円未満のとき 100分の50
- (2) 入場料、会費等が1,000円以上のとき 100分の100

別表第4を次のように改める。

別表第4(第7条関係)

公民館物件使用料

品名		単位	使用料
照明設備一式		一式	3,300円
音響設備一式		一式	2,200円
グランドピアノ	調律希望なし	1台	5,500円
	調律希望あり	1台	23,100円
金屏風		1双	550円
白布	1枚布(大・小共通)	1枚	110円
	展示受付用(袋仕様)	1枚	220円
看板(各ホール・室、玄関立掛用等)		1枚	1,100円

別表第5の欄中「210円」を「220円」に、「540円」を「550円」に、同表備考を次のように改める。

- 1 この表における加算額免除とは、別表第3備考1から3に規定する加算額の免除をいう。
- 2 入場料の類を徴収する場合の使用料は、別表第3に規定する使用料に別表第5の減額率を乗じて得た額とする。ただし、別表第4に掲げる物件使用料は減額しない。
- 3 入場料の類を徴収しない場合の使用料は、別表第3に規定する時間区分を

適用せず、室毎の定額料金（加算額免除）とし、別表第4に掲げる物件使用料を含むものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後に行う施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

羽幌町立公民館条例(昭和61年条例第17号)新旧対照表

		現行					改正後 (案)						
別表第3 (第7条関係)		別表第3 (第7条関係)											
公民館使用料		公民館使用料											
階	室名	9～12時	12～17時	17～22時	9～22時	9～12時	12～17時	17～22時	9～22時	9～12時	12～17時	17～22時	9～22時
1階	大ホール	5,830円	9,720円	12,630円	25,160円	5,940円	9,900円	12,870円	25,630円	5,940円	9,900円	12,870円	25,630円
	ステージ	3,880円	6,580円	8,530円	17,060円	3,960円	6,710円	8,690円	17,380円	3,960円	6,710円	8,690円	17,380円
	小ホール	1,620円	3,240円	4,860円	8,100円	1,650円	3,300円	4,950円	8,250円	1,650円	3,300円	4,950円	8,250円
	第1研修室	2,160円	2,160円	2,800円	3,560円	2,200円	2,200円	2,860円	3,630円	2,200円	2,200円	2,860円	3,630円
	第2研修室	1,080円	1,080円	1,400円	2,370円	1,100円	1,100円	1,430円	2,420円	1,100円	1,100円	1,430円	2,420円
	展示ホール	1,080円	1,290円	1,720円	3,450円	1,100円	1,320円	1,760円	3,520円	1,100円	1,320円	1,760円	3,520円
	調理室	560円	1,110円	1,670円	2,780円	560円	1,120円	1,680円	2,800円	560円	1,120円	1,680円	2,800円
2階	陶芸実習室	1,510円	2,480円	3,240円	6,370円	1,540円	2,530円	3,300円	6,490円	1,540円	2,530円	3,300円	6,490円
	会議室	970円	1,290円	1,510円	3,560円	990円	1,320円	1,540円	3,630円	990円	1,320円	1,540円	3,630円
3階	調理実習室	970円	1,180円	1,400円	2,260円	990円	1,210円	1,430円	2,310円	990円	1,210円	1,430円	2,310円
	視聴覚教室	750円	1,080円	1,290円	2,050円	770円	1,100円	1,320円	2,090円	770円	1,100円	1,320円	2,090円
	和室	1,510円	2,160円	2,590円	4,100円	1,540円	2,200円	2,640円	4,180円	1,540円	2,200円	2,640円	4,180円
	休養室	540円	750円	970円	1,290円	550円	770円	990円	1,320円	550円	770円	990円	1,320円
	相談室	1,080円	1,510円	1,940円	2,590円	1,100円	1,540円	1,980円	2,640円	1,100円	1,540円	1,980円	2,640円

備考

1 10月1日から翌年4月30日までの使用については、暖房料とし

備考

1 10月1日から翌年4月30日までの使用については、暖房料とし

て使用料に50パーセントを加算する。

- 2 営利(商業活動を含む。)を目的とする場合は、全室について使用料に200パーセントを加算する。
- 3 営利を目的としないで、入場料、会費等を徴収する場合は、全室について次の区分により使用料に加算する。

- (1) 入場料、会費等が1,000円未満のとき 100分の50
- (2) 入場料、会費等が1,000円以上のとき 100分の100

別表第4(第7条関係)

公民館物件使用料

品名	単位	使用料
照明設備一式	一式	3,240円
音響設備一式	一式	2,160円
グラウンドピアノ	1台	5,400円
調律希望 なし		
調律希望 あり	1台	22,680円
16ミリ映写機	一式	10,800円
金屏風	1双	540円
白布	1枚布(大・小共通)	100円
展示受付用(袋仕様)	1枚	210円

て使用料に50パーセントを加算する。

- 2 営利(商業活動を含む。)を目的とする場合は、全室について使用料に200パーセントを加算する。
- 3 営利を目的としないで、入場料、会費等を徴収する場合は、全室について次の区分により使用料に加算する。

- (1) 入場料、会費等が1,000円未満のとき 100分の50
- (2) 入場料、会費等が1,000円以上のとき 100分の100

別表第4(第7条関係)

公民館物件使用料

品名	単位	使用料
照明設備一式	一式	3,300円
音響設備一式	一式	2,200円
グラウンドピアノ	1台	5,500円
調律希望 なし		
調律希望 あり	1台	23,100円
金屏風	1双	550円
白布	1枚布(大・小共通)	110円
展示受付用(袋仕様)	1枚	220円

看板(各ホール・室、玄関立掛用等)	1枚	1,080円
-------------------	----	--------

別表第5(第7条関係)
公民館使用料(定額)

区分	入場料の類を徴収する場合	入場料の類を徴収しない場合
ア 町内文化協会加盟団体等	70%減額(加算額免除)	210円
イ 町内社会教育関係団体等	50%減額(加算額免除)	540円
ウ 町内福祉関係団体等		

備考

- 1 この使用料は、室区分・時間区分を適用しないものとする。
- 2 この使用料は、入場料の類を徴収しない場合に限り、別表第4に掲げる物件の使用料を含むものとする。

看板(各ホール・室、玄関立掛用等)	1枚	1,100円
-------------------	----	--------

別表第5(第7条関係)
公民館使用料(定額)

区分	入場料の類を徴収する場合	入場料の類を徴収しない場合
ア 町内文化協会加盟団体等	70%減額(加算額免除)	220円
イ 町内社会教育関係団体等	50%減額(加算額免除)	550円
ウ 町内福祉関係団体等		

備考

- 1 この表における加算額免除とは、別表第3備考1から3に規定する加算額の免除をいう。
- 2 入場料の類を徴収する場合の使用料は、別表第3に規定する使用料に別表第5の減額率を乗じて得た額とする。ただし、別表第4に掲げる物件使用料は減額しない。
- 3 入場料の類を徴収しない場合の使用料は、別表第3に規定する時間区分を適用せず、室毎の定額料金(加算額免除)とし、別表第4に掲げる物件使用料を含むものとする。

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

関係分のみ掲載

(羽幌町郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 羽幌町郷土資料館の設置及び管理に関する条例(昭和57年羽幌町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条中「210円」を「220円」に改める。

(羽幌町焼尻郷土館設置条例の一部改正)

第2条 羽幌町焼尻郷土館設置条例(昭和53年羽幌町条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表普通観覧料の項中「320円」を「330円」に改め、同表団体観覧料の項中「250円」を「260円」に改める。

(羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例(昭和47年羽幌町条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

区分			単位	使用料	
ア リ 一 ナ	専用使用 使用面積 4/4	入場料無料 の場合	スポーツ大会等に使用	1時間	1,760円
			催物、集会、式典、展示 等に使用	1時間	3,960円
			興行、展示即売、物販等 に使用	1時間	12,100円
		入場料有料 の場合	スポーツ大会等に使用	1時間	5,500円
			催物、集会、式典、展示 等に使用	1時間	13,200円
			興行、展示即売、物販等 に使用	1時間	33,000円
	団体が専用使用以外で		使用面積1/4	1時間	440円

使用の場合	使用面積 1 / 2	1 時間	880円
	使用面積 3 / 4	1 時間	1,320円
会議室・研修室		1 時間	440円
個人使用の場合		1 回	220円

備考 「団体が専用使用以外で使用の場合」で町外の団体については、上記料金の 50 パーセント増とする。

(羽幌町武道館設置条例の一部改正)

第 4 条 羽幌町武道館設置条例（昭和 52 年羽幌町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表羽幌町武道館の部 1 日の項中「3,240 円」を「3,300 円」に改め、同部半日（4 時間以内）の項中「2,160 円」を「2,200 円」に改める。

(羽幌町運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 5 条 羽幌町運動広場の設置及び管理に関する条例（昭和 60 年羽幌町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 から別表 3 までを次のように改める。

別表 1（第 7 条関係）

区分		独占使用の場合	
		入場料の類を徴収する場合	入場料の類を徴収しない場合
南町運動広場	1 日	最高入場料の 100 人分	3,300 円
	半日	〃 60 人分	2,200 円
南町テニスコート	1 日	最高入場料の 100 人分	3,300 円
	半日	〃 60 人分	2,200 円

備考

- 1 半日は 4 時間以内とする。
- 2 入場料の類を徴収する場合の使用料の額が、入場料の類を徴収しない場合の使用料より小額のときは、入場料の類を徴収しない場合の額を適用する。

別表 2（第 7 条関係）

夜間照明使用料金表

ア 南町運動広場夜間照明使用料金表

区分	使用料
照明器 4 基	1 時間以内の場合 1,320 円

につき	2時間以内の場合	2,420円
	3時間以内の場合	3,520円
	3時間をこえる場合は、1時間ごとに1,100円を加算する。	

イ 南町テニスコート夜間照明使用料金表

区分	使用料	
一般	1時間	
	1面につき	270円
高校生以下	1時間	
	1面につき	140円

備考

- 1 営利を目的とする場合は、使用料の倍額とする。
- 2 町外の者が主催するものについて、使用料の50%増の額とする。

別表3 (第7条関係)

目的外使用料金表

区分	入場料の類を徴収する場合	入場料の類を徴収しない場合	
		営利を目的とする場合	営利を目的としない場合
1日	最高入場料の100人分	49,500円	5,500円
半日	〃 60人分	27,500円	3,300円

備考 半日は4時間以内とする。

(羽幌町都市公園条例の一部改正)

第13条 羽幌町都市公園条例(昭和44年羽幌町条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表2業として写真の撮影の部写真機1台1日の項中「100円」を「110円」に改め、競技会、展示会、その他これに類する催しの部1日の項中「2,160円」を「2,200円」に改める。

別表4を次のように改める。

別表4 (第11条関係)

区分		独占使用の場合の使用料		独占使用でない場合
		入場料の類を徴収する場合	入場料の類を徴収しない場合	
羽幌公園陸上競技場	1日	最高入場料の100人分	3,300円	無料

	半日	// 60人分	2,200円	無料
羽幌公園野球場	1日	最高入場料の150人分	3,300円	無料
	半日	// 100人分	2,200円	無料
羽幌公園パークゴルフ場	4時間以内		5,500円	無料
		ただし、4時間を超えるときは、1時間につき1,100円を加算し、1時間に満たない場合は1時間とする。 照明使用の場合は1時間につき1,100円を加算する。		

備考

- 1 半日は4時間以内とする。
- 2 入場料の類を徴収する場合の使用料の額が、入場料の類を徴収しない場合の使用料より小額のときは、入場料の類を徴収しない場合の額を適用する。
- 3 場内での立ち売りは、1日330円とし半日を220円とする。
- 4 放送設備は、一式1回1,100円とする。
- 5 競技用具類の使用料等については、町長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後に行う施設等の使用に係る使用料等について適用し、同日前に行う施設等の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

羽幌町郷土資料館の設置及び管理に関する条例(昭和57年条例第7号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○羽幌町郷土資料館の設置及び管理に関する条例 (入館料) 第5条 入館料は、1人210円とする。ただし、高校生以下の青少年は無料とする。</p>	<p>○羽幌町郷土資料館の設置及び管理に関する条例 (入館料) 第5条 入館料は、1人200円とする。ただし、高校生以下の青少年は無料とする。</p>

羽幌町焼尻郷土館設置条例(昭和53年条例第13号)新旧対照表

現行	改正後 (案)												
<p>○羽幌町焼尻郷土館設置条例</p> <p>別表</p> <p>観覧料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通観覧料</td> <td>1人320円</td> </tr> <tr> <td>団体観覧料</td> <td>15人以上の場合は1人250円とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金	普通観覧料	1人320円	団体観覧料	15人以上の場合は1人250円とする。	<p>○羽幌町焼尻郷土館設置条例</p> <p>別表</p> <p>観覧料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通観覧料</td> <td>1人330円</td> </tr> <tr> <td>団体観覧料</td> <td>ただし、高校生以下の青少年は無料とする。 15人以上の場合は1人260円とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金	普通観覧料	1人330円	団体観覧料	ただし、高校生以下の青少年は無料とする。 15人以上の場合は1人260円とする。
区分	料金												
普通観覧料	1人320円												
団体観覧料	15人以上の場合は1人250円とする。												
区分	料金												
普通観覧料	1人330円												
団体観覧料	ただし、高校生以下の青少年は無料とする。 15人以上の場合は1人260円とする。												

羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例(昭和47年条例第13号)新旧対照表

現行

○羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例

別表(第7条関係)

ア リ 一 ナ	区分		単位	使用料
	専用使用 使用面積 4/4	入場料無料 の場合 スポーツ大会等に使用 催物、集会、式典、展示 等を使用 興行、展示即売、物販等 に使用		
		入場料有料 の場合 スポーツ大会等に使用 催物、集会、式典、展示 等を使用 興行、展示即売、物販等 に使用	1 時間	1,720円
			1 時間	3,880円
			1 時間	1,880円
			1 時間	5,400円
			1 時間	12,960円
			1 時間	32,400円
	団体が専用使用以外で 使用の場合	使用面積 1/4 使用面積 1/2 使用面積 3/4	1 時間 1 時間 1 時間	430円 860円 1,290円
会議室・研修室				
個人使用の場合				
			1 時間	430円
			1 回	210円

備考 「団体が専用使用以外で使用の場合」で町外の団体については、上記料金の50パーセント増とする。

改正後(案)

○羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例

別表(第7条関係)

ア リ 一 ナ	区分		単位	使用料
	専用使用 使用面積 4/4	入場料無料 の場合 スポーツ大会等に使用 催物、集会、式典、展示 等を使用 興行、展示即売、物販等 に使用		
		入場料有料 の場合 スポーツ大会等に使用 催物、集会、式典、展示 等を使用 興行、展示即売、物販等 に使用	1 時間	1,760円
			1 時間	3,960円
			1 時間	12,100円
			1 時間	5,500円
			1 時間	13,200円
			1 時間	33,000円
	団体が専用使用以外で 使用の場合	使用面積 1/4 使用面積 1/2 使用面積 3/4	1 時間 1 時間 1 時間	440円 880円 1,320円
会議室・研修室				
個人使用の場合				
			1 時間	440円
			1 回	220円

備考 「団体が専用使用以外で使用の場合」で町外の団体については、上記料金の50パーセント増とする。

羽幌町武道館設置条例(昭和52年条例第1号)新旧対照表

現行	改正後 (案)												
<p>○羽幌町武道館設置条例 別表(第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="501 1137 651 2011"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>大会等独占使用の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日</td> <td>3,240円</td> </tr> <tr> <td>半日(4時間以内)</td> <td>2,160円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	大会等独占使用の場合	1日	3,240円	半日(4時間以内)	2,160円	<p>○羽幌町武道館設置条例 別表(第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="501 237 651 1115"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>大会等独占使用の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>半日(4時間以内)</td> <td>2,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	大会等独占使用の場合	1日	3,300円	半日(4時間以内)	2,200円
区分	大会等独占使用の場合												
1日	3,240円												
半日(4時間以内)	2,160円												
区分	大会等独占使用の場合												
1日	3,300円												
半日(4時間以内)	2,200円												

羽幌町運動広場の設置及び管理に関する条例(昭和60年条例第3号)新旧対照表

現行		改正後(案)	
○羽幌町運動広場の設置及び管理に関する条例			
別表1(第7条関係)		別表1(第7条関係)	
区分	独占使用の場合 入場料の額を徴収する場合	南町運動広場	南町運動広場
		1日 最高入場料の100人分 半日 60人分	1日 最高入場料の100人分 半日 60人分
南町テニスコート	独占使用の場合 入場料の額を徴収する場合	1日 最高入場料の100人分	1日 最高入場料の100人分
		半日 60人分	半日 60人分
備考		備考	
1 半日は4時間以内とする。		1 半日は4時間以内とする。	
2 入場料の額を徴収する場合の使用料の額が、入場料の額を徴収しない場合は、入場料の額を徴収しない場合の額を適用する。		2 入場料の額を徴収する場合の使用料の額が、入場料の額を徴収しない場合は、入場料の額を徴収しない場合の額を適用する。	
別表2(第7条関係)		別表2(第7条関係)	
夜間照明使用料金表		夜間照明使用料金表	
ア 南町運動広場夜間照明使用料金表		ア 南町運動広場夜間照明使用料金表	
区分	使用料	区分	使用料
照明器4基につき	1 1時間以内の場合 1,290円 2 2時間以内の場合 2,370円 3 3時間以内の場合 3,450円	照明器4基につき	1 1時間以内の場合 1,320円 2 2時間以内の場合 2,420円 3 3時間以内の場合 3,520円

3時間をこえる場合は、1時間ごとに1100円を加算する。

イ 南町テニスコート夜間照明使用料金表

区分	使用料
一般	1時間 1面につき 270円
高校生以下	1時間 1面につき 140円

備考

- 1 営利を目的とする場合は、使用料の倍額とする。
- 2 町外の者が主催するものについて、使用料の50%増の額とする。

別表3 (第7条関係)

目的外使用料金表

区分	入場料の類を徴収する場合	入場料の類を徴収しない場合	
		営利を目的とする場合	営利を目的としない場合
1日	最高入場料の100人分	49,500円	5,500円
半日	" 60人分	27,500円	3,300円

備考 半日は4時間以内とする。

3時間をこえる場合は、1時間ごとに1080円を加算する。

イ 南町テニスコート夜間照明使用料金表

区分	使用料
一般	1時間 1面につき 270円
高校生以下	1時間 1面につき 140円

備考

- 1 営利を目的とする場合は、使用料の倍額とする。
- 2 町外の者が主催するものについて、使用料の50%増の額とする。

別表3 (第7条関係)

目的外使用料金表

区分	入場料の類を徴収する場合	入場料の類を徴収しない場合	
		営利を目的とする場合	営利を目的としない場合
1日	最高入場料の100人分	48,600円	5,400円
半日	" 60人分	27,000円	3,240円

備考 半日は4時間以内とする。

羽幌町都市公園条例(昭和44年条例第14号)新旧対照表

現行

○羽幌町都市公園条例

別表 2

行為	使用料	
	単位	金額
露店及び興業	1 平方米 1 日	50円
業として写真の撮影	写真機 1 台 1 日	100円
競技会、展示会、その他これに類する催し	1 日	2,160円

別表 4 (第11条関係)

区分	独占使用の場合の使用料		独占使用でない場合
	入場料の類を徴収する場合	入場料の類を徴収しない場合	
羽幌公園陸上競技場	1 日	最高入場料の10 0人分	無料
	半日	〃 60人分	無料
羽幌公園野球場	1 日	最高入場料の15 0人分	無料

改正後 (案)

○羽幌町都市公園条例

別表 2

行為	使用料	
	単位	金額
露店及び興業	1 平方米 1 日	50円
業として写真の撮影	写真機 1 台 1 日	110円
競技会、展示会、その他これに類する催し	1 日	2,200円

別表 4 (第11条関係)

区分	独占使用の場合の使用料		独占使用でない場合
	入場料の類を徴収する場合	入場料の類を徴収しない場合	
羽幌公園陸上競技場	1 日	最高入場料の10 0人分	無料
	半日	〃 60人分	無料
羽幌公園野球場	1 日	最高入場料の15 0人分	無料

半日	100人分	無料
羽幌公園パーク ゴルフ場	4時間 以内	2,200円 無料
	ただし、4時間を超えるときは、1時間につき1,100円を加算し、1時間に満たない場合は1時間とする。 照明使用の場合は1時間につき1,100円を加算する。	5,500円 無料

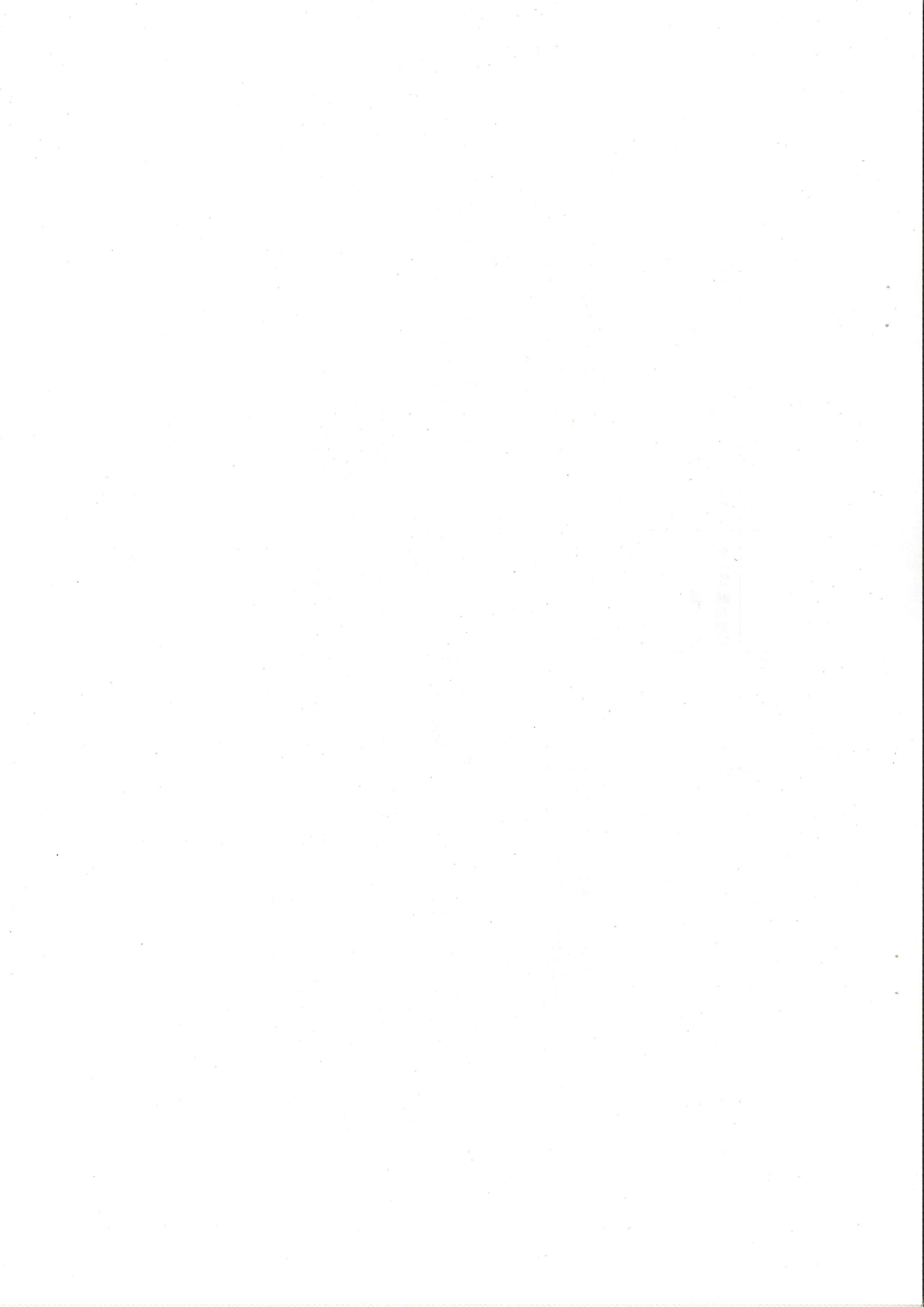
備考

- 1 半日は4時間以内とする。
- 2 入場料の類を徴収する場合の使用料の額が、入場料の類を徴収しない場合の使用料より小額のときは、入場料の類を徴収しない場合の額を適用する。
- 3 場内での立ち売りは、1日330円とし半日を220円とする。
- 4 放送設備は、一式1回1,100円とする。
- 5 競技用具類の使用料等については、町長が別に定めることである。

半日	100人分	無料
羽幌公園パーク ゴルフ場	4時間 以内	2,160円 無料
	ただし、4時間を超えるときは、1時間につき1,080円を加算し、1時間に満たない場合は1時間とする。 照明使用の場合は1時間につき1,080円を加算する。	5,400円 無料

備考

- 1 半日は4時間以内とする。
- 2 入場料の類を徴収する場合の使用料の額が、入場料の類を徴収しない場合の使用料より小額のときは、入場料の類を徴収しない場合の額を適用する。
- 3 場内での立ち売りは、1日320円とし半日を210円とする。
- 4 放送設備は、一式1回1,080円とする。
- 5 競技用具類の使用料等については、町長が別に定めることである。



羽幌町社会教育委員兼羽幌町公民館運営審議会委員名簿

[任 期 : 平成30年5月1日～令和2年4月30日]

氏 名	住 所	関係機関・団体	電 話	摘 要	
なが ぬま えくお 永 沼 慧久男	南4条5丁目	羽幌小中学校長会	62-1040	平成29年4月1日	学校教育関係者
とみ た まさ お 富 田 正 夫	北5条3丁目	羽幌小中学校長会	62-1055	平成29年4月1日	
よし だ さとし 吉 田 聡	南町8番地	北海道羽幌高等学校	62-1050	平成31年4月1日	
ほん ま のり こ 本 間 範 子	南4条3丁目	羽幌町文化協会	62-1529	平成26年5月1日	社会教育・家庭教育 関係者
ほん ま けん いち 本 間 憲 一	南3条2丁目	特定非営利活動法人 羽幌町体育協会	62-1117	平成30年5月1日	
こ やま ゆみこ 小 山 由美子	南町16番地	羽幌町社会福祉協議会	62-6080	平成29年6月22日	
さ さき かず き 佐々木 一 樹	幸町37番地137	羽幌小中学校PTA連合会	62-1055	令和元年5月22日	
にし むら のり こ 西 村 教 子	南町16番地	本の読み聞かせグループ	62-5536	平成6年5月1日	
く どう とし や 工 藤 俊 也	南町37番地63	羽幌町子ども会育成 連絡協議会	62-4915	平成26年5月1日	
すず き しん いち 鈴 木 真 一	南2条5丁目	学識経験者	62-4894	平成17年4月25日	学識経験者
お くに み え こ 小 國 美恵子	南6条1丁目	学識経験者	62-3860	平成16年5月1日	
にし だ たけ ふみ 西 田 武 文	港町3丁目	学識経験者	62-5638	平成31年4月1日	
やま だ まもる 山 田 守	幸町46番地	学識経験者	62-5451	平成24年5月1日	

